

S D G s の推進に係る連携協定書

(細則)

第 6 条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため本協定書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 10 月 14 日

甲 千葉県山武市殿台 296 番地
山武市
山武市長 松下 浩明 

乙 千葉県千葉市中央区千葉港 1 番 2 号
株式会社 千葉銀行
取締役頭取 米本 努 

丙 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-10-2
株式会社 ちばぎん総合研究所
代表取締役 前田 栄治 

本協定は 2021 年 10 月 14 日に締結されました。

山武市（以下「甲」という。）、株式会社 千葉銀行（以下「乙」という。）及び株式会社 ちばぎん総合研究所（以下「丙」という。）は、S D G s 推進に係る連携を強化するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲、乙及び丙は、S D G s の推進に向けて緊密な連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- 1 個人や中小企業等への S D G s の普及啓発に関すること
- 2 S D G s に取り組む個人や中小企業等への支援に関すること
- 3 S D G s の推進に資する情報交換に関すること
- 4 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること
- 5 その他市民サービスの向上・地域の活性化に関すること

（協議事項）

第 3 条 具体的な連携の形式・方法、事業の内容、役割分担、経費負担等については、甲、乙及び丙の担当部署がその都度協議し、決定する。

（守秘義務）

第 4 条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報のうち「秘密情報」として相手方が書面により指定したものについては、本協定の有効期間内及び期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第 5 条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間終了の 1 か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定終了の申し入れを行わないときは、更に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。